

No.	行事名	実施日時				実施場所	行事内容	実施機関
		開始	月	日	曜日	時間		
1	懸垂幕・立看板 ポスター・のぼり旗の掲示 デジタルサイネージによる広報	開始	11	9	土	8:30	市関連施設、太宰天満宮、各事業所 消防庁舎、管内小中学校、保育園、幼稚園 イオンモール筑紫野、筑紫野ゆめタウン	市民が広く利用する官公庁、コミュニティセンター、店舗等に火災予防運動期間中であることを周知する懸垂幕、立て看板及びポスターを掲示することにより防火思想の普及を図ります。
		終了	11	15	金	17:00		
2	ホームページ・SNSを介した広報	開始	11	9	土	9:00	 ホームページ フェイスブック X インスタ	消防本部のホームページ・SNSに火災予防運動実施中であることを周知するリーフレット、火災予防運動重点推進項目に関するリーフレット等を掲示し、防火思想の普及を図ります。
		終了	11	15	金	17:00		
3	消防車両による広報及び警戒	開始	11	9	土	9:00	管内一円	消防車両にて巡回広報を実施し、広く防火思想普及を図ります。 火災気象通報発令時は、木造密集地域などの火災防ぎよ困難地域を重点的に巡回します。
		終了	11	15	金	17:00		
4	街頭広報	開始	11	11	月	15:30	管内の大型商業施設	多数の利用がある大型商業施設において、火災予防思想の啓蒙普及を図ることを目的とした防火啓発物の配布により、直接的に火災予防を呼び掛けることを目的とし実施します。
		終了	11	11	月	16:00		
5	高齢者世帯防火訪問	開始	11	調整中		管内の高齢者住宅	火災時に特に支援が必要な一人暮らしの高齢者世帯に対し、防火訪問を実施し直接的な防火対策を推進します。	筑紫野消防署 太宰府消防署 関係機関
		終了	11					
6	防火査察	開始	11	9	土	9:00	管内の防火対象物及び危険物施設	管内の防火対象物や危険物施設に立入り、消防法令に基づく適正な防火・防災対策が講じられるよう指導を行います。
		終了	11	15	金	17:00		
7	消防団と連携した事業	開始	11	9	土	9:00	筑紫野市管内 太宰府市管内	火災予防運動期間中のパトロールを実施し、住民に対し直接的に火災予防を呼びかけ、防火思想の普及を図る。
		終了	11	15	金	17:00		
8	消防団と連携した事業	開始	11	3	日	8:00	太宰府市松川運動公園多目的グラウンド	ポンプ業者による消防ポンプの取扱い要領の習得に合わせて長距離ホース延長及び放水訓練を実施し、火災現場活動における技術向上を図ります。
		終了	11	3	日	11:00		
9	消防の広場	開始	11	30	土	10:00	筑紫野消防署 筑紫野市役所「ふれあい広場」	消防庁舎を市民に広く開放し、消防に関する体験コーナーや消防パネル展示などを通じて、火災予防広報の推進と消防行政の普及を図ります。
		終了	11	30	土	13:30		
10	両市コミュニティバスへの 車内広告掲示	開始	11	1	金	8:30	筑紫野市コミュニティバス「つくし号」 太宰府市コミュニティバス「まほろば号」	市民、特に高齢者が利用するコミュニティバスの車内にポスター掲示を行い、火災予防運動期間中であることや地震による電気火災の注意喚起について広報することで、防火思想の普及を図ります。
		終了	11	30	土	17:00		
11	山林防火パトロール	開始	11	調整中		四王寺山	入山者に対する山火事予防思想の普及を図るとともに、登山ルートから登山者が入り得る脇道を調査し、有事の際の適切な消防活動を行う態勢を構築します。	太宰府消防署
		終了	11					